

改正案	現行
<p>(海洋・環境課の所掌事務)</p> <p>第六十二条 海洋・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること。</p> <p>七 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する計画(廃棄物処理施設及び排出ガス処理施設に関するものを含む。)に関すること(海岸・防災課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>八 港湾の環境の整備及び保全に関する事業の事業計画(廃棄物処理施設及び排出ガス処理施設に関するものを含む。)に関すること(海岸・防災課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>九 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること(技術企画課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>十 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。</p> <p>十一 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に関すること。</p> <p>十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関すること。</p> <p>十三 港湾等の工事に伴い発生する土砂、汚泥その他の不要物の有効な利用の確保に関すること。</p> <p>十四 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること。</p>	<p>(海洋・環境課の所掌事務)</p> <p>第六十二条 海洋・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する計画(廃棄物処理施設及び排出ガス処理施設に関するものを含む。)に関すること(海岸・防災課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>七 港湾の環境の整備及び保全に関する事業の事業計画(廃棄物処理施設及び排出ガス処理施設に関するものを含む。)に関すること(海岸・防災課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>八 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること(技術企画課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>九 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。</p> <p>十 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に関すること。</p> <p>十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関すること。</p> <p>十二 港湾等の工事に伴い発生する土砂、汚泥その他の不要物の有効な利用の確保に関すること。</p> <p>十三 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること。</p>